

Intellectual Property

Newsletter No.104

Contents

特許侵害

特許権侵害訴訟の訴訟物につき特許権単位説を採った上で 債務不存在確認請求の確認の利益を判断した事例

東京地裁(29部)令和7年2月18日判決〔車両誘導システム事件〕

審決取消

容易想到性判断の誤りによって 拒絶査定不服審判不成立審決が取り消された事例

知財高裁(3部)令和7年3月24日判決〔「ビークル」事件〕

商標法

結合商標に係る類否判断が特許庁と裁判所で異なった事例

知財高裁(3部)令和7年6月16日判決〔キリンフーズ事件〕

不競法

意匠権の存続期間満了後の当該意匠に係る 商品形態の商品等表示該当性〔消極〕

知財高裁(4部)令和7年5月29日判決〔「テント張設用ペグ」事件〕

お知らせ

執筆情報

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

特許侵害

特許権侵害訴訟の訴訟物につき特許権単位説を採った上で
債務不存在確認請求の確認の利益を判断した事例

東京地裁(29部)令和7年2月18日判決(令和5年(ワ)第70615号、令和6年(ワ)第70110号)裁判所ウェブサイト
〔車両誘導システム事件〕



岩崎 翔太

PROFILE [はこちら](#)

本訴事件は、原告が、発明の名称を「車両誘導システム」とする特許第4379879号(親出願特許)、特許第5769141号(第4世代特許)、特許第6159845号(第7世代特許)に係る各特許権(本件各特許権)を有する被告に対し、原告各設備の設置・使用は、親出願特許の請求項1に係る発明(本件発明1)、同請求項5に係る発明(本件発明2)、第4世代特許の請求項1及び2に係る発明(本件発明3(本件発明3-1及び本件発明3-2))、第7世代特許の請求項1及び2に係る発明(本件発明4(本件発明4-1及び本件発明4-2))の技術的範囲に属さず、原告各設備の設置・使用は本件各特許権を侵害していないと主張して、被告が原告に対して本件各特許権に基づく損害賠償請求権等を有しないことの確認を求めた事案です。

また、反訴事件は、被告が、原告各設備は、親出願特許の請求項5に係る発明(本件発明2)、第7世代特許の請求項1及び請求項2に係る発明(本件発明4)の技術的範囲に属し、同設備の設置等は親出願特許及び第7世代特許に係る特許権を侵害すると主張して、原告に対し、民法709条に基づき、特許法102条3項により算定された損害の一部請求として1000万円(500万円ずつ)等の支払を求めた事案です。

本件の争点は多岐にわたりますので、本稿では、本訴請求における確認の利益についての判断を中心にをご紹介します。

なお、以下で紹介する裁判所の判断とは直接関係しませんが、本件では、親出願特許に含まれる複数の発明について分割出願が繰り返され、第4世代特許及び第7世代特許が登録されたという経緯があります。

1 当事者及び原告各設備

▶ 原告は、日本道路公団が分割民営化されて発足した法人(NEXCO東日本)であり、高速道路と一般道路を繋ぐETC専用のインターチェンジであるスマートインター

チェンジ(SIC)を設置・使用している。このうち、本件で問題となった原告各設備は、横手北SICと矢巾SICである。

▶ 被告は、知的財産権の取得、譲渡、使用許諾、斡旋及び管理等を行うことを目的とする営利法人である。

2 原告各設備の構成要件充足性(争いのない事実)

▶ 原告各設備は、本件発明1に係る構成要件を充足せず、本件発明1の技術的範囲に属さない。

▶ 原告各設備は、本件発明2に係る構成要件のうち2C及び2Dを充足する。

▶ 原告各設備は、本件発明3に係る構成要件を充足せず、本件発明3の技術的範囲に属さない。

▶ 原告各設備は、本件発明4に係る構成要件のうち4D、4E及び4Hを充足する。

3 確認の利益についての裁判所の判断

(1)判断基準

「確認の訴えについては、原告の権利又はその法律上の地位に現に危険、不安が存在すること、その不安が被告に起因すること、そしてその不安の除去のために、求められている確認の対象について判決することが必要かつ適切である場合に確認の利益が認められるものと解される。」

(2)第4世代特許

「第4世代特許に係る特許権については、…原告各設備が第4世代特許の…請求項1及び2(本件発明3…)の構成要件を充足しないことに争いがなく、…被告は、原告各設備が、第4世代特許に係る特許権を侵害しないことを争っていないものと認められる。…第4世代特許に係る特許権侵害について損

[次ページへ続く](#) ▼

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

害賠償請求等の各債務の不存在の確認を求める訴えは、原告の権利又はその法律上の地位に現に危険、不安が存在すると認められないから、確認の利益を欠く。」

(3) 親世代特許

「親出願特許については、…被告は、原告各設備が親出願特許の…請求項1(本件発明1)の構成要件を充足しないことは争っていないものの、同請求項5(本件発明2)については、…反訴として損害賠償請求をしている。

そして、特許権侵害訴訟の訴訟物は、請求項単位ではなく特許権単位で決せられるから、被告において、親出願特許の請求項5に係る発明(本件発明2)の構成要件を充足していると主張している以上、親出願特許に係る原告の権利又はその法律上の地位に現に危険、不安が存在すると認められる。よって、親出願特許に係る特許権侵害について損害賠償請求等の各債務の不存在の確認を求める訴えについては、確認の利益が認められる。

もっとも、被告は、反訴において親出願特許に係る特許権侵害による損害賠償請求の一部として500万円及びこれに対する遅延損害金の支払を求めているから、親出願特許に係る特許権侵害に係る債務不存在確認の訴えのうち、損害賠償請求については、反訴の提起によって、500万円及びこれに対する遅延損害金の支払債務の不存在の確認を求める限度で確認の利益を欠くに至ったものである。」

(4) 第7世代特許

「第7世代特許についても、被告は、原告各設備が同特許の請求項1…及び同2に係る発明(本件発明4…)の構成要件を充足していると主張しているから、第7世代許に係る特許権侵害について損害賠償債務等の不存在の確認を求める訴えは、確認の利益が認められる。

もっとも、…被告の反訴提起により、500万円及びこれに対する遅延損害金の支払債務の不存在の確認を求める限度で

確認の利益を欠くに至ったものである。」

本件は、特許権侵害を理由とする損害賠償請求等の債務不存在確認の確認の利益について判断した例であり、特許権侵害訴訟の訴訟物につき特許権単位説を採用することを明確に判示した上で判断を行っている点(前記3(3))に特徴があります。

特許権侵害訴訟の訴訟物(審判の対象となる特定の権利・義務または法律関係)に関しては、特許権単位、請求項単位又は発明単位のいずれで捉えるべきかについて、従来から議論がありましたが、近時の知財高判令和6年2月21日〔チップ型ヒューズ特許侵害事件〕(同判決については、[2024年4月号の知財ニュースレター](#)をご参照ください。)は特許権単位説を採用することを明確に判示しました。本判決は、上記知財高判と同様に特許権単位説を採用することを明確に判示した上、親出願特許の請求項5(本件発明2)の充足性が争われていることを理由に、充足性が争われていない親出願特許の請求項1(本件発明1)に関する債務不存在確認請求についても確認の利益が認められると判断しました。

また、本判決では、反訴提起部分については、確認の利益を欠くという旨を判示しておりますが(前記3(3)(4))、これは、同趣旨の判断を行った最一小判平成16年3月25日民集58巻3号753頁に従ったものと思われます。

本判決は、特許権侵害を理由とする損害賠償請求等の債務不存在確認請求における確認の利益の判断の一例として実務上も参考となり得ることからご紹介した次第です。

[目次へ戻る](#)



本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

審決取消

容易想到性判断の誤りによって拒絶査定不服審判不成立審決が取り消された事例



松本 健男

PROFILE [はこちら](#)

知財高裁(3部)令和7年3月24日判決(令和6年(行ケ)第10049号)裁判所ウェブサイト
[「ビークル」事件]

1. 事案の概要

本件は、名称を「ビークル」とする発明の特許出願(「本件特許出願」)について、補正後の特許発明(「本件補正発明」)が、引用発明、周知事項及び周知技術に基づいて、当業者が容易に発明をすることができたものであるとの審決の判断は、根拠を欠くものであり、判断の理由が示されておらず、誤りであるとして、拒絶査定不服審判請求不成立審決(「本件審決」)を取り消した判決です。具体的な経緯は、以下のとおりです。

Xは、本件特許出願について拒絶査定を受けたため、拒絶査定不服審判請求をするとともに、特許請求の範囲の請求項1について補正する内容の補正を行いました。特許庁は、本件補正発明は、引用発明、周知事項及び周知技術に基づいて、当業者が容易に発明をすることができたものであり、特許法29条2項の規定により、特許出願の際、独立して特許を受けることができないものであるから、本件補正は、同法17条の2第6項が準用する同法126条7項の規定に違反し、却下すべきものであるとし、本件補正による補正前の本願の請求項1に係る発明は、引用発明、周知事項及び周知技術に基づいて、当業者が容易に発明をすることができたものであり、本願は拒絶されるべきものであるとして、当該審判請求は成り立たない旨の本件審決をしました。

Xは、容易想到性についての判断の誤りを取消事由として主張して、本件審決の取消しを求めて提訴しました。

2. 本判決の要点

本件審決のうち、本判決が審決を取り消す理由となった部分は、本件補正発明と引用発明の相違点のうち、「本件補正発明はビークルがリーン姿勢で旋回可能に構成され

た車両又はドローンである発明であるのに対し、引用発明はそのようなものであるか明らかでないこと」について判断した部分です。本件審決は、大要、以下のような判断をしました。

➤ エンジンと電動機とエネルギー貯蔵装置とを備えたビークルの技術分野において、「エンジンと発電用電動機とエネルギー貯蔵装置と推進用電動機とを備えたビークルが、リーン姿勢で旋回可能に構成された車両であること。」は周知技術である。

➤ 引用発明の車両について、引用文献1において該車両をさらに具体的に特定する記載は見当たらないが、周知技術のリーン姿勢で旋回可能に構成された車両を特段排除するものとは認められず、周知技術のリーン姿勢で旋回可能に構成された車両及びそのエネルギー貯蔵装置は一般的に小型であってそれに伴うエネルギー貯蔵装置から供給可能な電力が低いという状態は引用発明のバッテリー温度が低下した場合と共通する課題を内在するものともいえ、さらには、エネルギー貯蔵装置に限らず小型化及び軽量化はごく一般的な課題であって引用発明にも当然に要請される内在する課題でもあって(例えば、引用文献1の【従来の技術】に関する段落【0003】の『バッテリーの容量及び重量を低減できる』なる記載を参照。)、一般的にエネルギー貯蔵装置が小型である周知技術のリーン姿勢で旋回可能に構成された車両における課題とも共通するともいえることから、引用発明の車両(ビークル)を、周知技術を考慮に入れて、リーン姿勢で旋回可能に構成された車両とすることに格別の困難性は認められない。

➤ また、ビークルがドローンであることについても、ドローンは、リーン姿勢で旋回可能に構成された車両と同様に一

[次ページへ続く](#) ▼

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

一般的に小型でエネルギー貯蔵装置も小型であることから、同様に、引用発明の車両(ビークル)を、ドローンとすることに格別の困難性は認められない。

3. 本判決の要点

これに対し、本判決は、以下のとおり判断しました。

(1)引用発明の車両を「リーン姿勢で旋回可能に構成された車両」とすることの困難性

本判決は、まず、引用発明の車両を「リーン姿勢で旋回可能に構成された車両」とすることの困難性について、次のように判断しました。

▶ 本件審決は、本件容易想到性判断部分において、「リーン姿勢で旋回可能に構成された車両及びそのエネルギー貯蔵装置は一般的に小型であってそれに伴うエネルギー貯蔵装置から供給可能な電力が低いという状態は引用発明のバッテリー温度が低下した場合と共通する課題を内在するものともいえ、さらには、エネルギー貯蔵装置に限らず小型化及び軽量化はごく一般的な課題であって引用発明にも当然に要請される内在する課題でもあって、一般的にエネルギー貯蔵装置が小型である周知技術のリーン姿勢で旋回可能に構成された車両における課題とも共通するともいえる」と説示し、この説示内容を、引用発明の車両をリーン姿勢で旋回可能に構成された車両とすることに格別の困難性が認められないとの判断の根拠の一つとしている。本件審決における上記の説示内容のうち、まず、「リーン姿勢で旋回可能に構成された車両及びそのエネルギー貯蔵装置は一般的に小型」であることについては、その根拠が示されておらず、これを裏付ける証拠が本件で提出されていることもない。

▶ 仮に、「リーン姿勢で旋回可能に構成された車両及びそのエネルギー貯蔵装置は一般的に小型」であるといえるとしても、車両に備わるエネルギー貯蔵装置(バッテリー)が

小さい場合に、当該エネルギー貯蔵装置から供給可能な電力が低いと認めるに足りる証拠はない。電力とは「電流による単位時間当たりの仕事」を意味するところ、バッテリーが小さい場合に、当該バッテリーから供給可能な電力の総量が小さいといえたとしても、このことは、当該バッテリーがある時点において供給する電力が低いことを直ちに意味するものではない。

▶ 引用発明は、バッテリーの温度が低いときに、バッテリーから供給できる電力が小さいという課題を解決するものであるところ、「リーン姿勢で旋回可能に構成された車両」について、エネルギー貯蔵装置(バッテリー)から供給可能な電力が低いとの課題が一般的に存在すると認めるに足りないから、引用発明が解決する課題と、「リーン姿勢で旋回可能に構成された車両」が一般的に有する課題が共通するとはいえない。したがって、引用発明の課題と、「リーン姿勢で旋回可能に構成された車両」が一般的に有する課題が共通するために、当業者において、引用発明の車両を「リーン姿勢で旋回可能に構成された車両」とする動機付けがあると認めることもできない。

(2)引用発明の車両をドローンとすることの困難性

また、本判決は、引用発明の車両をドローンとすることの困難性については、次のように判断しました。

▶ 本件補正発明のドローンにつき、本願明細書等の段落【0020】には、「航空機としては、特に限定されず、例えば、回転翼機、固定翼機などが挙げられる。回転翼機としては、ヘリコプター、マルチコプター、ドローンが挙げられる。」と記載されており、ドローンは航空機のうち回転翼を有するものであり、回転翼を回転させて大気中を飛行するものであると認められる。

▶ これに対し、引用発明は車両の発明である。引用発明の車両は、電動機4の駆動出力によって、駆動輪が動力を路面に伝えて走行するものであるから、車輪を有し、この

次ページへ続く ▼

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみによつておこなわれるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

車輪が回転して陸上を走行する車であると認められる。

- そうすると、車輪が回転して陸上を走行するものである引用発明の車両と、回転翼を回転させ大気中を飛行するものである本件補正発明のドローンとは、構造・移動形態が本質的に異なるといえる。そして、車両をドローンとすることが当業者の技術常識であるとも認められない。
- 本件審決は、本件容易想到性判断部分において、「エンジンと発電用電動機とエネルギー貯蔵装置と推進用電動機とを備えたビークルが、リーン姿勢で旋回可能に構成された車両であること」を周知の技術（本件周知技術）と認定するが、ドローンが「エンジンと発電用電動機とエネルギー貯蔵装置と推進用電動機とを備えた」ものであることを認めるに足りる証拠を示していないし、本件容易想到性判断部分において、引用発明の車両をドローンとすることにつき格別の困難性は認められないと判断する根拠として、ドローンについて「リーン姿勢で旋回可能に構成された車両と同様に一般的に小型でエネルギー貯蔵装置も小型であること」を挙げるが、これを認めるに足りる証拠を示していない。引用発明の車両をドローンにすることに格別の困難性は認められないとする本件審決の判断は、その根拠を欠くものであり、判断の理由を示しておらず、誤りがあるというべきである。

立審決を取り消した事件であり、容易想到性について検討するにあたって実務上の参考となるものと考え、紹介する次第です。

(3) 本判決の結論

本判決は、以上のように述べた上で、引用発明の車両を、「リーン姿勢で旋回可能に構成された車両」又はドローンとすることに格別の困難性は認められないとの本件審決の判断は、誤りであると判示しました。

4. 若干の考察

本件は、容易想到性の判断にあたって、知財高裁が、特許庁よりも証拠による裏付けの有無を厳格に検討した上で、特許庁と異なる判断をし、拒絶査定不服審判請求不成

[目次へ戻る](#)



本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスを御受け頂ければと存じます。

商標法

結合商標に係る類否判断が特許庁と裁判所で異なった事例



水野 真孝

PROFILE [はこちら](#)

知財高裁(3部)令和7年6月16日判決(令和6年(行ケ)第10107号)裁判所ウェブサイト
〔キリンフーズ事件〕

1 事案の概要

本件は、商標登録第6687612号(「本件商標」)について、原告(「X」)が商標法4条1項11号に該当するとして商標無効審判を請求したところ、特許庁は同号に該当しないため、請求不成立とする審決(「本件審決」)をしたことから、Xが本件審決の取消しを求めた事案です。

裁判所は、本件商標が商標法4条1項11号に該当し、本件審決には取消事由があるとして、Xの請求を認容し、本件審決を取り消しました(「本判決」)。

以下では、結合商標の類否判断(本件商標の図形部分と文字部分を分離すべきか、また、文字部分のうち一部抽出して分離観察すべきか)についての本件審決及び本判決の判断を中心に取り上げます。

2 本件審決の判断

本件商標に係る登録商標及び指定商品は以下のとおりです。

【本件商標】



第30類 ギョウザ、しゅうまい、中華まんじゅう、ハンバーガー、ホットドッグ、穀物の加工品

原告が主張した引用商標は複数個ありますが、いずれも「キリン」と読めるアルファベット(KIRIN)、漢字(麒麟)、片仮名(キリン)、ひらがな(きりん)です。代表例として、引用商標1に係る登録商標及び指定商品は以下のとおりです。

【引用商標1】



第30類 コーヒー及びココア、茶、調味料、香辛料、食品香料(精油のものを除く。)、食用グルテン、穀物の加工品、菓子及びパン、アイスクリームのもと、シャーベットのもと、氷

本件審決は、本件商標の図形部分と文字部分を分離観察すべきか否かという点について、

➤ 本件商標の図形部分と文字部分は、「麒麟」(想像上の動物)の漠然とした印象を連想させるということで関連性があるものといえ、図形部分と文字部分が特に分離して看取されるといった必然性は見出せず、両者はその構成どおり一体として看取されるものである。

➤ 本件商標は、特徴のある図形部分が顕著に表されていることから、その特徴ある図形部分が、取引者、需要者に強い印象を与えるものであり、その特徴のある図形マークの「キリンフーズ」として記憶にとどめるものといえることができる。

として、本件商標は、図形部分と文字部分は不可分一体のものと判断するのが相当であるとした上で、本件商標と引用商標の類似性を否定して商標法4条1項11号に該当しないと判断しました。

3 裁判所の判断

裁判所は、まず、結合商標の類否に係る判断基準について、以下のとおり判示しました(下線部は筆者。以下同じ)。

[次ページへ続く](#) ▼

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

➤ 商標はその構成部分全体によって他人の商標と識別すべく考案されているものであるから、みだりに、商標構成部分の一部を抽出し、この部分だけを他人の商標と比較して商標そのものの類否を判定することは許されないが、簡易、迅速を尊ぶ取引の実際においては、各構成部分がそれを分離して観察することが取引上不自然であると思われるほど不可分の結合しているものと認められない商標は、常に必ずしもその構成部分全体の名称によって称呼、観念されず、しばしば、その一部だけによって簡略に称呼、観念され、一個の商標から二個以上の称呼、観念の生ずることがあるのは、経験則の教えるところである¹。

➤ また、複数の構成部分を組み合わせた結合商標と解されるものについて、商標の構成部分の一部を抽出し、この部分だけを他人の商標と比較して商標そのものの類否を判断することは、その部分が取引者、需要者に対し商品又は役務の出所識別標識として強く支配的な印象を与えるものと認められる場合や、それ以外の部分から出所識別標識としての称呼、観念が生じないと認められる場合などを除き、許されないというべきである²。

次に裁判所は、以下のとおり、本件商標から文字部分を抽出して類否判断をすることができると判示しました。

➤ 本件商標の構成中の図形部分は、その下の文字部分の高さや全体の幅からすると、本件商標の全体構成において5分の4ほどを占める大きさで表されているが、本件商標の図形部分と文字部分とは、相互に重なり合う部分もなく、上下に明確に分かれていること、文字部分の横幅は、図形部分の横幅とほぼ同じであって、文字部分が図形部分に埋没した印象を与えることもなく、「キリンフーズ」の文字が明瞭に認識できる大きさであることから、両

者は視覚的に分離して看取されるものである。

➤ これらによると、本件商標は、図形部分と文字部分とからなる結合商標と理解されるところ、図形部分と文字部分とは、それを分離して観察することが取引上不自然であると思われるほど不可分の結合しているものとは認められず、図形部分と文字部分が一体として看取されるといった必然性も見出せないから、本件商標からは、文字部分を抽出し、当該文字部分だけを各引用商標と比較して商標の類否を判断することも許されるというべきである。

さらに、裁判所は、①「フーズ」は食品を意味する語として我が国において周知であること、企業名の後ろに「フーズ」を付して食品会社であることを示す例が多数存在することからして、本件商標の文字部分のうち「フーズ」の部分の自他識別力は、「キリン」の部分に比べ弱いといえ、②本件商標の図形部分に描かれた動物の図形及び文字部分の一部である「キリン」の文字から、辞書における「きりん【麒麟】」の意味の一つである、「中国で聖人の出る前に現れるという想像上の動物」である「麒麟」をモチーフにしたものという印象を与えるとして、以下のとおり、本件商標の文字部分のうち、「キリン」の部分を他の部分と不可分のものであって要部として抽出して類否判断できないものとはいえないと判示し、その上で、本件商標は称呼において（「キリンフーズ」のほかに）「キリン」、観念において想像上の動物である「麒麟」の観念が生じると判示しました。

➤ 本件商標の図形部分は、その姿に加え、文字部分の一部である「キリン」と相まって、「麒麟」をモチーフにしたものという印象を与えるところ、図形部分及びそれを含む本件商標全体の態様や、…識別力の弱い「フーズ」の語が著名な企業名の後にくる例があること、及び…「キリン」の文字部分に係る企業の周知性に鑑みると、本件商標

¹ 最判昭和36年6月23日民集15巻6号1689頁

² 最判昭和38年12月5日民集17巻12号1621頁、最判平成5年9月10日民集47巻7号5009頁、最判平成20年9月8日集民228号561頁

[次ページへ続く](#) ▼

の図形部分は、文字部分の「麒麟」に看者の注意を集めるという面もあるということができ、図形部分が文字部分の「麒麟」と共通する印象を与えることから直ちに、本件商標の図形部分と文字部分が不可分一体であって、商標の類否判断に当たって文字部分を要部として抽出することができない、とはいえない。これらによると、本件商標は、文字部分のうちの自他識別力を有する部分である「麒麟」を要部として抽出することができるというべきである。

また、裁判所は、「麒麟」という文字部分の商品の出所識別標識としての印象等につき、①原告が1兆9895億円の連結売上収益を有する多角経営企業であるキリングroupの親会社であって、キリングgroup各社は、飲食料品、医薬品及び食品に各引用商標を使用しており、②本件商標の指定商品は、「ぎょうざ、しゅうまい、中華まんじゅう、ハンバーガー、ホットドック、穀物の加工品」の肉と小麦粉等を使用した商品等であり、各引用商標に係る主な商品は「ビール」等の主な原材料を麦とするアルコール飲料や飲料製品であるところ、これらの商品には関連性があり、需要者に共通性があること等から本件商標の指定商品と各引用商標に係る商品との関係は希薄であるともいい難いとした上で、以下のとおり、本件商標中の「麒麟」の部分について、取引者、需要者に対して商品の出所識別標識として強く支配的な印象を与えるものであると判示しました。

➤ 前記のとおり、本件商標の構成に照らし、本件商標は、文字部分のうちの「麒麟」を要部として抽出することができ…、本件商標は、「麒麟」の部分から「麒麟」の称呼が生じるものであり…、本件商標は、想像上の動物である「麒麟」の観念を生じるものである…。そして、それに加え、前記(ア)の事実(筆者注：上記①、②の事実)をも考慮すると、本件商標の指定商品の需要者の間においては、本件商標のうち「麒麟」の部分は、需要者をして、原告若

しくはその関連会社又はその商品若しくは役務を想起させることも少なくないものと認められ、その点からも、本件商標中の「麒麟」の部分は、取引者、需要者に対して商品の出所識別標識として強く支配的な印象を与えるものと認められる。

裁判所は、上記を踏まえて、本件商標と引用商標は類似するとして、本件商標が商標法4条1項11号に該当するものとして、本件審決に取消事由があると判断しました。

4 まとめ

以上のとおり、本判決において、裁判所は、結合商標の類否判断の基準を示した上で、本件商標の文字部分につき不可分のものでないこと、また、文字部分のうち「麒麟」の部分につき不可分のものではないこと及び強く支配的な印象を与えることを判示して、本件商標の文字部分のうち「麒麟」の部分を要部として抽出して類否判断をしました。本判決は類否判断に当たって商標の構成部分の一部を要部として抽出するには、①当該構成部分が他の構成部分と不可分的に結合していないこと及び②当該構成部分が出所識別力の基準を満たすことの両方が必要であることを前提としている裁判例と整理できると考えられます。本判決は、事例判断ではありますが、結合商標の類否判断の一例として参考になると思われます。

[目次へ戻る](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスを御受け頂ければと存じます。

不競法

意匠権の存続期間満了後の当該意匠に係る商品形態の商品等表示該当性〔消極〕

知財高裁(4部)令和7年5月29日判決(令和6年(ネ)第10067号)裁判所ウェブサイト
〔「テント張設用ペグ」事件〕

杉野 文香

PROFILE [はこちら](#)

1 事案の概要

本件は、主にキャンプ用品等の製造販売を行っているXが、Xの製造販売するテント用ペグ(テントから伸びるロープを固定するために地中に打ち込む杭)(X商品)の形態が周知な商品等表示に該当し、Yが平成25年より販売するテント用ペグ(Y商品)がこれと実質的に同一であるとして、Yの行為が不正競争防止法(不競法)2条1項1号の不正競争に該当すると主張し、Y商品の製造等の差止め(不競法3条1項)、Y商品の廃棄(不競法3条2項)、損害賠償(不競法4条、民法719条)、謝罪広告の掲載(不競法14条)を求めた事案です。

2 原審の判断

不競法における商品等表示とは「商品の出所又は営業の主体を示す表示」をいうところ¹、商品形態は原則として出所を表示するものではないことから、商品形態が商品等表示として認められるためには、基準時(損害賠償請求の場合は請求の対象となる行為がなされた時点/差止請求の場合は口頭弁論終結時)において、当該商品形態が特別顕著性及び周知性の両方を備えていることが必要となります。

Xは、原審において、X商品の形態は意匠登録(X意匠権：平成24年5月30日に存続期間の満了により消滅)されており、X意匠権の存続期間中は当該形態をXが独占していたことから、これによりX商品の形態が特別顕著性及び周知性を備えるに至ったと主張しました。これに対し、原審は、①意匠権の存在により獲得された独占状態に基づいて獲得又は維持された特別顕著性及び周知性のみを根拠として、X商品の形態について不競法2条1項1号所定の商品

等表示としての保護を認めることは、意匠権の存続期間満了後も第三者によるX意匠の利用を妨げることになり相当でない、②X商品の形態が商品等表示に当たるというためには、X意匠権に基づくX商品の形態に係る独占状態の影響が払拭された後に、新たにX商品の形態が出所を表示するものとして特別顕著かつ周知のものとなる必要があると判示し、本件においては、独占状態が払拭された後に、X商品の形態が顕著な特徴を有するとは認めることができず、出所を表示するものとして周知になったともいえないとして、Xの請求を棄却しました。

3 知財高裁の判断

知財高裁は、結論として、原審と同じくX商品の形態が商品等表示に該当しないと判示しました。もっとも、知財高裁は、意匠登録による独占状態を踏まえた商品形態の商品等表示該当性に関する原審の判断の当否については述べておらず、以下のとおり、基準時において、当該商品形態が特別顕著性及び周知性の両方を有していたか、という観点から判断を示しました。

(1) 特別顕著性

- ・ X商品の販売数は、平成11年は571本に留まっていたものの、平成12年以降は売上げを伸ばし、令和元年の売上げは82万2287本となった。他方で、Y商品の販売数は、販売が開始された平成25年は2万8209本であるが、その後に同様に売上げを伸ばし、令和元年には77万3415本となった。
- ・ その他にも、X商品の競合品は市場に存在し、X商品の市場占有率はX意匠権の存続期間が満了した平成24年までは独占状態であったものの、その後は急激に低下した。

¹ 経済産業省知的財産政策室編「逐条解説 不正競争防止法 〔令和6年4月1日施行版〕」69頁

[次ページへ続く](#) ▼

- ・ Xの主張するX商品の特征(表面にざらつきがあること、フラミンゴの頭部のような形態をしていること、鍛造スチールを構成素材に用いていること等)は、商品の用途を考慮した技術的合理性・商品機能に由来するものであり、また、同種商品も備えているものである。

☞ X商品の形態に関する特徴は顕著なものとはいえない。

(2) 周知性

- ・ 上記のとおりX商品の市場占有率は、X意匠権の存続期間満了後急激に低下し、X商品と形態的特徴を共通とする同種商品が展開されているに至っている。
- ・ X商品の宣伝広告は、形態よりも機能面に重点が置かれており、アンケート結果においてもX商品の形態を見て、Xの商品であると回答した者は10～20%前後であった。

☞ X商品の形態は出所を表示するものとして周知であるとはいえない。

4 本判決に対するコメント

商品形態が商品等表示として認められるためには、基準時において特別顕著性・周知性が認められるかが重要であり、商品形態について意匠登録をしていたとしても、当該意匠権の存続期間満了後に当該商品形態が商品等表示として不正競争防止法による保護を受けられるとは限りません。商品形態を長期的に保護していくためには、意匠登録により得た独占状態の下で周知性を獲得し、それを維持していくことが肝要であると思われます。本件は長期的なブランド戦略を考えるうえでも参考になると思いますので紹介させていただきます。

[目次へ戻る](#)



本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。



執筆情報のご案内

「最新トピックスで学ぶ知的財産法【第61回】—AIと著作権(後編)—」

執筆者 松本 健男

掲載誌 企業と発明Lite2025年6月号

出版日 2025年6月20日

出版社等 一般社団法人大阪発明協会

[目次へ戻る](#)



本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。